

一般社団法人高島市スポーツ協会加盟団体感染症対策補助金交付規則

令和2年7月10日

高島市スポーツ協会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人高島市スポーツ協会（以下「協会」という。）加盟団体が行う新型コロナウイルス感染症対策の取組みに対して、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、協会加盟団体の代表者（以下「代表者」という。）であって、別表1に規定する補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金対象事業は、別表1に定める事業とする。

2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって別表1に定める経費のうち、協会会長（以下「会長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、交付するものとする。

(補助率及び補助金額)

第4条 補助率及び補助金額は、別表2に定めるとおりとする。

2 補助金額は、前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする代表者は、高島市スポーツ協会加盟団体感染症対策補助金交付申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、補助事業として適切と認めたときは第3条に規定する補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、補助金の交付決定を行わなければならない。

2 会長は、補助金交付の決定について高島市スポーツ協会加盟団体感染症対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金交付の決定を受けた代表者は、補助事業完了後、速やかに高島市スポーツ協会加盟団体感染症対策補助金実績報告書（様式第3号）に同様式で定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（補助金の額の決定）

第8条 会長は、前条の規定による補助金の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適切と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、高島市スポーツ協会加盟団体感染症対策補助金の額の確定通知書（様式第4号）により代表者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 会長は、前条の規定による補助金の額の確定後、代表者からの高島市スポーツ協会加盟団体感染症対策補助金請求書（様式第5号）による請求に基づき補助金を交付するものとする。

（変更等の届出）

第10条 代表者が補助金交付申請の内容を変更し、又は中止しようとするときには、高島市スポーツ協会加盟団体感染症対策補助金変更（中止）届（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の届出を受けた場合において必要があると認めたときは、補助金の交付決定の内容、若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部、若しくは一部を取り消すことができる。

（補助金交付の取り消し等）

第11条 会長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認められるときは、その決定を取り消し、又は補助金の全部、若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年7月10日から施行する。

別表 1

1 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象経費
感染症対策に関する事業	活動をするために必要な消毒などの衛生対策に要する消耗品の購入等に必要な経費 (例) ・マスク、消毒液、ハンドソープ、体温計 扇風機の購入 ・飛沫防止用シールド・アクリル板等の設置等

別表 2

2 補助率及び補助金額

補助率	補助対象経費の4分の3以内
補助上限額	1万円/年度